

平成27年度 臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

平成27年7月1日発行
問合せ 越谷市福祉部 福祉・子育て臨時給付金室
市役所本庁舎1階 ☎963-9194

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の家計への負担を減らすための臨時的な給付措置として、昨年度実施した「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の給付を今年度も行います。

※平成27年度は、2つの給付金のどちらの支給対象要件にも該当する方は、両方の給付金を受給することができます。その場合、それぞれ申請が必要となります。

申請受付期間 平成27年 8/26(水) ~ 平成28年 1/29(金) 消印有効
郵送で受付します

臨時福祉給付金

対象者：平成27年1月1日現在、越谷市に住民登録があり、平成27年度分の市民税(均等割)が非課税の方(課税されている方の扶養親族や生活保護を受給中の方等は対象外)

支給額：1人につき6,000円*口座振込

子育て世帯臨時特例給付金

対象者：平成27年5月31日現在、越谷市に住民登録があり、平成27年6月分の児童手当を受給している方(平成26年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の特例給付に該当する方は対象外)

支給額：対象児童1人につき3,000円*口座振込

あらかじめ、対象と思われる方には、8月中旬から下旬にかけて順次、申請書類を送付します。
(それぞれの給付金の詳細については2面をご覧ください)

給付金支給までの流れ



平成27年度の給付金は、国の制度により10月以降の支給となります。

お問い合わせは『越谷市臨時給付金コールセンター』でお受けします

フリーダイヤル



ミナニ イイキュウフ
0120-372-192

7月1日(水) ~ 10月30日(金) 8:30 ~ 17:15*土曜・日曜日、祝日を除く

臨時福祉給付金(申請関係書類は、8月中旬ごろから送付します)

支給対象者

平成27年度分の市民税(均等割)が非課税の方
ただし、課税されている方の扶養親族等(※)である場合、または、生活保護を受給している場合等は対象外です
※扶養親族等とは、所得税の年末調整や確定申告または市民税の申告等で扶養親族、控除対象配偶者、専従者、配偶者特別控除の配偶者とされている方のことです

申請関係書類送付時期

8月中旬ごろ
*あらかじめ支給対象と思われる方に送付します

申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、返信用封筒に入れて申請受付期限(平成28年1月29日消印有効)までに返送してください

支給金額

支給対象者1人につき6,000円

支給方法

申請者名義の国内の普通預金口座へ振り込みます(10月以降)

提出書類

①申請書、②支給対象者全員の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)の写し、③申請者名義の普通預金口座の通帳(または口座内容のわかるもの)の写し、④外国人の方は支給対象者全員の在留カードまたは外国人登録証の写し(両面)

【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】

(給与所得者)		(公的年金等受給者)	
区 分	非課税限度額※ (給与収入ベース)	区 分	非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身	96.5万円	単身	65歳以上 151.5万円
夫婦	146.9万円		65歳未満 101.5万円
夫婦・子1人	188万円	夫婦	65歳以上 201.9万円
夫婦・子2人	232.8万円		65歳未満 159.2万円

※税金上、配偶者を控除対象配偶者とし、子を扶養親族としている場合の非課税限度額

〈イメージ〉

臨時福祉給付金
対象者

両方とも
受給可
(※)

子育て世帯臨時特例給付金
対象者

(※)平成27年度は、2つの給付金のどちらの支給対象要件にも該当する方は、両方の給付金を受給することができます。なお、その場合、申請書は2種類届きますので、両方提出して下さい。

子育て世帯臨時特例給付金(申請関係書類は、8月下旬ごろから送付します)

支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給している方(平成26年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の特例給付に該当する方は対象外)

支給対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童。平成27年度は、2つの給付金のどちらの支給対象要件にも該当する方は、両方の給付金を受給することができます

申請関係書類送付時期

8月下旬ごろ
*平成27年度児童手当・特例給付現況届の審査結果により、あらかじめ、本給付金の支給対象と思われる方に送付します

申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、返信用封筒に入れて申請受付期限(平成28年1月29日消印有効)までに返送してください

支給金額

対象児童1人につき3,000円

支給方法

児童手当の受給口座へ振り込みます(10月以降)

提出書類

①申請書、②申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)の写し、③申請者名義の普通預金口座の通帳(または口座内容のわかるもの)の写し
*児童手当の受給口座に振り込む場合は、②③は不要です
*申請者は平成27年6月分児童手当(特例給付を除く)の受給者です

【児童手当の所得制限限度額の目安】
(給与所得者)

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦・子1人(2人)	917.8万円
夫婦・子2人(3人)	960万円

公務員の方は

所属庁より児童手当の受給者であること等の証明を受けた申請書類に必要事項を記入し、「福祉・子育て臨時給付金室」に申請してください
送付先: 〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1
越谷市役所「福祉・子育て臨時給付金室」

平成27年度児童手当・特例給付現況届未提出や添付書類不足の方、平成27年度児童手当・特例給付現況届申請受付後の審査により所得制限限度額以上の方(特例給付の該当者)、平成27年度(平成26年中)所得が未申告の方は、不支給となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

よくあるご質問

Q1

私に市民税(住民税)が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？



A1

例えば、目安として、
①ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合、②介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」が6段階以上となっている場合、③ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額以上の場合には、基本的に住民税が課税されています。

Q2

基準日(※)の翌日以降に引越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

※臨時福祉給付金
基準日:平成27年1月1日
※子育て世帯臨時特例給付金
基準日:平成27年5月31日



A2

今回の2つの給付金は、基準日(※)時点で住民登録がある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q3

基準日(※)以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。

※臨時福祉給付金
基準日:平成27年1月1日
※子育て世帯臨時特例給付金
基準日:平成27年5月31日



A3

基準日(※)に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、給付金の対象にはなりません。

ご注意ください

- ・平成27年度は、2つの給付金どちらの支給対象要件にも該当する方は、両方の給付金を受給することができますので、申請書が2種類届いた方は、両方提出してください。
- ・給付金の支給は口座振込みです。やむをえず口座が開設できない場合は、福祉・子育て臨時給付金室までご相談ください。

料金受取人払郵便

越谷郵便局
承認

3030

差出有効期限
平成28年2月
29日まで
(切手不要)

3438790

068

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市役所
福祉・子育て臨時給付金室行

山折り

山折り

山折り

配偶者からの暴力を理由に
避難している方

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により住民登録を移すことができていない方には、特例的な措置が設けられています。一定の要件を満たす方は、事前申出書（および必要書類）を提出していただくことにより、申請先変更等の措置を受けることができます場合があります。

具体的な申出の方法や要件については、福祉・子育て臨時給付金室にお問合せください。

問合せ：福祉・子育て臨時給付金室 ☎963-9194

「振り込め詐欺」にご注意ください

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金を装った振り込め詐欺が発生しています。市や厚生労働省等が手数料等の振り込みを求めることや、ATM（銀行等の現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話等があったときは、市や越谷警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

問合せ：越谷警察署 ☎964-0110

市から申請書が届かなかった方で給付金の対象と思われる方は

平成27年度の市民税の申告をしていない方等は給付金の対象となるか判断ができないため、申請書が送られない場合があります。給付金の対象と思われる方は、下図の送付申込書に必要事項を記入し、封筒の形に貼り合わせて郵送してください。8月下旬以降、随時申請関係書類を送付します。なお、この送付申込書は、申請書を請求するためのものです。この送付申込書により給付金の申請をしたことにはなりませんのでご注意ください。

のりしろ

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金
申請書送付申込書

送付を希望する給付金の申請書について、ご記入ください。

〈臨時福祉給付金〉		
◆下記の対象者について、〈同意事項〉に同意の上、臨時福祉給付金の申請書の送付を希望します。		
基準日時点の住所 ※平成27年1月1日		越谷市
現住所（上記と同じ場合は省略可）		
対象者①	フリガナ	生 年 月 日
	氏名 (印)	年 月 日
対象者②	フリガナ	生 年 月 日
	氏名 (印)	年 月 日
対象者③	フリガナ	生 年 月 日
	氏名 (印)	年 月 日
対象者④	フリガナ	生 年 月 日
	氏名 (印)	年 月 日

〈子育て世帯臨時特例給付金〉		
◆下記の対象者について、〈同意事項〉に同意の上、子育て世帯臨時特例給付金の申請書の送付を希望します。		
基準日時点の住所 ※平成27年5月31日		越谷市
現住所（上記と同じ場合は省略可）		
受給者 (児童手当)	フリガナ	生 年 月 日
	氏名 (印)	年 月 日

〈同意事項〉
市が申請書を送付するにあたり、税や手当等の公簿を確認し、他の行政機関等に必要な資料を求めることに同意します。

連絡先電話番号 (日中連絡がとれる電話番号)	
---------------------------	--

〈備考欄〉

〈注意事項〉
①送付を希望する申請書について、必要事項を記載し、押印してください。
②記名押印にかえて署名することができます。
③申請書は、8月下旬以降、随時、[現住所]宛に送付します。
④記入欄が足りない場合は、備考欄に、記入欄と同様の内容を記載し、押印してください。
⑤一部の対象者の方の現住所が異なる場合などは、その旨を備考欄にお書きください。
※この申請書送付申込書は、申請書を請求するためのものです。これをもって申請したことにはなりません。

のりしろ

谷折

谷折

のりしろ